

常陸大宮市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、単身の申請の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円とし、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関し、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと（ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。（イ）において同じ。）。

(イ) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり都道府県及び市が認める場合を除く。

(エ) その他茨城県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関し、次に掲げるア又はイに該当していること。

ア 一般の場合

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就職先が、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 当該法人に係る求人への応募日がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) 関係人口に関し、転入時の年齢が49歳以下であって、次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。
- ア 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者。
- イ 県内で、専業で農林水産業を営む経営体へ就業し3か月以上勤務した者、または、専業で農林水産業を営む経営体を承継した者。
- ウ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。(※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。
- (4) 起業に関し、申請日前1年以内に茨城県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- 2 前項の要件を満たしている者のうち、世帯の申請をする場合は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
 - (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住前事前相談)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住前に、あらかじめ本市へ事前相談をしなければならない。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、移住支援金の交付の可否を決定し、速やかにわくわく茨城生活実現事業移住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住支援金を請求しようとするときは、

移住支援金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第8条 茨城県及び本市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されていることを確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

（1） 全額返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、茨城県と本市が協議して定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。
- 3 この要項による改正後の規定は、令和 6 年 1 月 3 1 日までに事前相談を行ったものについては、従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による改正後の規定は、令和 6 年 2 月 1 日以降に事前相談を行った者について適用し、同日前までに事前相談を行った者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。